

国水下企第107号
国水下事第82号
国水下流第41号
平成26年4月1日

都道府県下水道担当部長
政令指定都市下水道担当局長 } 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道企画課長

下水道事業課長

流域管理官

社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用について

平成26年3月28日付国官会第3212号により、社会資本整備総合交付金交付要綱について国土交通事務次官より通知したところであるが、附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件 第1章 基幹事業 イ 社会資本整備総合交付金事業 イー7 下水道事業 及び ロ 防災・安全交付金事業 ロー7 下水道事業に係る運用について、下記のとおり定めたので、遺憾のないよう取り計らわれない。

なお、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よろしくお願いする。

記

I. 下水道浸水被害軽減総合事業

1. 交付対象事業の要件

- (1) 「県庁が所在する市等のターミナル駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区」について、具体的な地区を以下のとおりとする。
 - ・終着駅又は複数路線の結節点となっている駅の周辺で、商業・業務施設の集積している地区

- ・その地区に災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（緊急輸送道路、防災拠点、ヘリポートなど）を有する地区で、商業・業務地区、住宅地などの人口の集積している地区
 - ・国の防災関係機関、県庁、市役所などの災害時に国・地方公共団体の対策本部が設置される蓋然性が高い施設を有する地区
- (2) 「高齢者・障害者等要援護者関連施設」とは、以下のとおりとする。
- ・養護老人ホーム、身体障害者福祉センター、児童養護施設など、浸水発生時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設

2. 交付対象事業の内容

- (1) ⑤、⑥に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。
- ・対象地域については、地質、地形、地下水位、土地利用状況、道路等の構造物への影響等を勘案し、適切に定めるものとする。
 - ・事業主体は、あらかじめ、当該事業で見込む効果や事業の経済性等について具体的に示すこと（例：抑制される雨水の流出量や削減される汚濁負荷の量、他の雨水対策とのコスト比較など）。
- また、実際に発現する効果についても事業の進捗にあわせて適宜把握するものとする。
- (2) ⑤、⑥に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。
- ① 下水道施設とは、雨水の貯留浸透機能を有する管渠（浸透トレンチ、浸透井等）、公共枿及び雨水の貯留施設であり、かつ下水道法施行令第24条の2第1項第1号に規定する主要な管渠及びこれに係る主要な補完施設に該当しないものとする。
 - ② 浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
 - ③ 附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等とする。

3. 下水道浸水被害軽減総合計画の内容

- (1) 対象とする降雨は、再度災害の防止の観点から必要となる程度とする。
- (2) 下水道浸水被害軽減総合計画は、以下の事項を定める。なお、当該計画は、必要に応じて、地域住民等の参画を得て策定する。
- ① 対象地区の概要
 - ② 対象降雨と目標設定
 - ③ 内水ハザードマップ策定状況（なお、計画策定時に内水ハザードマップ未策定の場合は計画期間内に策定することとする）
 - ④ 主な施策
 - ⑤ 計画期間
 - ⑥ 整備効果
 - ⑦ 放流先河川との調整状況
 - ⑧ その他

4. 下水道浸水被害軽減総合計画と下水道法事業計画との関係

下水道浸水被害軽減総合計画に位置付けた施設は、速やかに事業計画に位置付ける

こととする。

5. その他

「都市における安全の観点からの雨水貯留浸透の推進について」（平成19年3月30日付国都下事第339号等）等に基づき、地域一体となって雨水貯留浸透に取り組む場合において、本事業の積極的な活用をお願いします。

100mm/h安心プランの登録にあたっては、「100mm/h安心プランの実施について」（平成25年4月1日国水治第183号、国水下事第68号）等に基づき、関係機関等と共同して計画を策定した上で、本事業の積極的な活用をお願いします。

II. 下水道総合地震対策事業

1. 交付対象事業の要件

「上水道の取水口より上流に位置する予定処理区域」とは、以下のとおりとする。

- ・当該予定処理区域内の施設（処理場、ポンプ場、管渠）の一部又は全部が上水道の取水口より上流にある予定処理区域

2. 交付対象事業の内容

(1) 「防災拠点及び避難地」とは、以下のとおりとする。

- ・防災拠点とは、広域防災拠点、その他防災拠点としての機能を持つ施設とする。
- ・避難地とは、広域避難地、一次避難地、その他避難地としての機能を持つ施設とする。

(2) 「高齢者・障害者等要援護者関連施設」とは、以下のとおりとする。

- ・養護老人ホーム、身体障害者福祉センター、児童養護施設など、被災時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設とする。

(3) 「マンホールトイレシステム」とは以下のとおりとする。

- ・マンホール蓋から下水本管への接続部分及び貯水槽等マンホールトイレを利用するために必要な施設を交付対象とし、便器及び仕切り施設（テント等）は除く。

(4) 「都市機能が集積していること」とは、以下に掲げるいずれかの施設が集積している地区であって、主な土地利用が工場（跡地を含む）又は住宅地でない地区であることをいう。

- ①劇場、百貨店、事業所その他の商業・業務施設
- ②官公庁施設

3. 下水道総合地震対策計画の内容

(1) 事業内容は、下水道が最低限有すべき機能を確保する耐震化及び下水道のバックアップ対策等の減災対策事業を含むものとする。

(2) 下水道総合地震対策計画は、以下の事項を定める。

- ① 対象地区の概要
- ② 対象地区の選定理由

- ③ 計画目標
- ④ 計画期間
- ⑤ 防災対策の概要
- ⑥ 減災対策の概要
- ⑦ 計画の実施効果
- ⑧ 下水道BCP策定状況（なお、計画策定時に下水道BCP未策定の場合は計画期間内に策定することとする。）

Ⅲ. 合流式下水道緊急改善事業

1. 合流式下水道緊急改善計画の内容

(1) 対象地区の計画目標については、以下の3項目について定めるものとする。

- ① 汚濁負荷量の削減
- ② 公衆衛生上の安全確保
- ③ 夾雑物の削減

なお、計画目標については、“合流式下水道の当面の改善目標”として以下の目標を十分に勘案して設定するものとする。

- ① 汚濁負荷量の削減

分流式下水道と置き換えた場合に排出する汚濁負荷量と同程度以下(いわゆる分流式下水道並み)となること。

- ② 公衆衛生上の安全確保

全ての雨水吐において未処理放流水の放流回数を半減させること。

- ③ 夾雑物の削減

全ての雨水吐で夾雑物の流出を極力防止すること。

(2) 合流式下水道緊急改善計画は、以下の事項を定める。

- ① 対象地区の概要
- ② 計画目標(合流式下水道の当面の改善目標との関係を含む。)
- ③ 計画期間
- ④ 整備効果
- ⑤ 事業の効率化に関する取り組み
- ⑥ 事業内容及び年度計画
- ⑦ 評価結果

(3) 計画の策定に当たっては、以下の事項について検討し、効率的かつ効果的な改善事業となるよう努めることとする。

- ① 未処理放流等の実態の把握や放流先のモニタリング等の調査を充分に行うこと
- ② 適切なモデル方式を採用し、合流式下水道の実態に応じた対策を講じること
- ③ SPIRIT21の開発技術などの新技術の導入を検討すること
- ④ 改善対策手法の比較等を実施すること
- ⑤ 未処理放流等で特に影響を受けやすい水域では、消毒を行うなどにより、未処理放流による汚染リスクを解消する対策を検討すること

- ⑥ 未処理放流状況の情報提供等のソフト対策について検討すること
- (4) 雨水対策と併用して整備する施設については、雨水対策と合流改善対策との整備の考え方及び合流改善機能の適切な発現のための運用方針等を明らかにすることとする。

2. 交付対象

要綱においては本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体としているが、原則として、下水道法施行令附則（平成15年9月25日政令第435号）第5条において、その処理区域の面積が国土交通省令で定める面積以上であるもの又は合流式の流域下水道及びそれに接続している合流式の流域関連公共下水道であって当該合流式の流域関連公共下水道の処理区域の面積の合計が国土交通省令で定める面積以上であるものに限る。

3. 合流式下水道緊急改善計画と下水道法事業計画との関係

合流式下水道緊急改善計画に位置付けた施設は、速やかに事業計画に位置付けることとする。

4. 評価の実施

- (1) 評価は、事業主体が改善目標の達成状況の確認等を行い、重点的、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、その公表により事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すことを目的として実施する。
- (2) 評価は、事業主体がこれまでに実施してきた合流式下水道の改善に係る事業について評価を行うこととする。また、計画の中間年度終了時に中間評価を行うとともに、計画期間終了後に事後評価を行うこととする。
- (3) 評価の内容は次の各号のとおりとする。
 - ① 対象事業の進捗状況
 - ② 目標の達成状況及び下水道法施行令附則（平成15年9月25日政令第435号）第2条の2に基づく改善期限までの目標達成の見通し
 - ③ 対象事業の整備効果の発現状況
 - ④ 事業の効率化に関する取り組み状況
 - ⑤ 今後の方針
- (4) 評価を実施した場合、その結果を速やかに公表するとともに、国土交通省に提出するものとする。
- (5) 評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性を確保するため「アドバイザー会議」を開催するなど、学識経験者等の第三者の意見を求めること。なお、アドバイザー会議等の設置は以下を参考にされたい。
 - ① 会議の設置対象
処理区域として合流式下水道を有する市町村及び流域下水道が合流式である都道府県。
 - ② 会議の設置方法
設置対象ごとに設置する。
なお、市町村（政令指定都市を除く。）は、自ら設置する方法に代えて、都道府県にて設置される会議に依頼する方法や近隣市町村でまとめて設置する方法

も採りうるものとする。

③ 会議の構成

地域の下水道、水環境、水辺の利用状況等に詳しい地域の学識者や地域の経済団体、NPO等の有識者等

④ 会議での意見聴取事項

- ・合流式下水道の公共用水域に与える影響
- ・合流式下水道の改善に向けての基本的考え方
- ・各対象地区の合流式下水道緊急改善計画
- ・合流式下水道緊急改善事業を実施したことによる変化のモニタリング
- ・その他合流式下水道緊急改善事業の推進に関する事項

- (6) 事業主体は、事業の効率化に関する取り組み状況の評価において、SPIRIT21などの新技術の導入や、改善対策手法の経済性、ソフト対策の導入等の取り組み状況が十分でないと認められた場合は、評価結果を反映して計画を見直し、適切な改善措置を講じること。

IV. 都市水害対策共同事業

1. 交付対象事業

- (1) 「当該地区又は近傍の地区」とは、下水道の雨水貯留施設又は河川の洪水調節施設が設置されている市町村の区域を基本とする。
- (2) 「その他共同で施設を利用するために必要な施設」とは、附帯設備(ゲート設備等)、電気計装設備(監視制御設備、ケーブル配管等)等とする。

2. 事業計画の作成

- (1) 本事業を実施する地方公共団体は、本事業の実施に当たり、あらかじめ河川管理者と協議調整の上、事業に関する基本的事項を定めた計画(以下「事業計画」という。)を作成すること。
- (2) 事業計画では、以下の事項を記載する。
- ① 対象地域の概要
地理的・社会的状況、過去の浸水被害の状況、下水道整備及び河川整備の現状等
 - ② 事業期間
年次計画の概要等
 - ③ 整備効果
出水特性や降雨規模を踏まえ、対象となる下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設を融通利用することによる浸水被害の軽減効果について、費用効果分析を含めて整理すること。
 - ④ ネットワーク化施設等の概要
ネットワーク管の管径、延長、概算事業費等
 - ⑤ 河川管理者との事業実施区分
施工区分等

3. 整備に要する費用負担

ネットワーク化施設及びその他共同で施設を利用するために必要な施設の整備に要する費用の負担については、下水道管理者と河川管理者でそれぞれ2分の1ずつを負担することを基本とするが、これによりがたい場合は、河川管理者と協議調整し、双方の合意のもとに決定すること。

4. 施設の運用方法及び維持管理

(1) 施設の運用方法

河川の洪水調節施設とネットワーク化された下水道の雨水貯留施設において相互に融通利用をするために必要な施設(ゲート、ポンプ等)の操作ルール、降雨や施設操作等についての情報伝達・共有化方法など具体的な運用方法について、河川管理者と協議調整し、相互の合意のもとに決定すること。

(2) 施設の維持管理区分

ネットワーク化施設及びその他共同で施設を利用するために必要な施設の維持管理の区分について、河川事業者と協議調整し、双方の合意のもとに決定すること。

5. 河川管理者との連携・協議体制等

河川管理者と上記の協議調整をするに当たっては、都市雨水対策協議会等により、十分な調整に努めること。

都市・地域整備局下水道部においても、個別箇所での事業実施に関して、必要に応じ河川局と積極的に連絡調整を行うこととしている。

V. 下水道未普及解消重点支援制度

1. 交付対象事業及び交付対象

本事業の適用については、「下水道未普及解消重点整備計画」策定の直前の値を活用し、判断するものとする。

2. 下水道未普及解消重点整備計画の内容

「下水道未普及解消重点整備計画」は、以下の事項を定める。

- ① 過去2～3年間に実施したあるいは当該年度に実施することが確実な下水道計画の見直し内容
- ② 対象地区の概要(対象地区の費用効果分析結果も含む(ただし、当該地区が人口密度50人/ha以上の場合は、1.5以上と見なし、省略することができる。))
- ③ 計画期間
- ④ 対象地区の最終年度末及び中間年度末における目標
- ⑤ 対象地区の年度別計画
- ⑥ 対象地区の接続促進策(資金調達、啓発に係る施策)

3. 留意事項

本事業を実施している地方公共団体は、「下水道未普及解消重点整備計画」における目標の達成状況を、翌年度の9月末までに、国土交通省に報告する。国土交通省は、

本達成状況をホームページ等に公表するとともに、状況を検証し、本事業の継続について確認する。

なお、接続率の達成状況の算出においては、資金の調達が困難な事情がある場合やその他家屋等が近く除却され、又は移転される予定のものである場合など下水道への接続を行わないこと等について相当の理由があると認められる世帯を考慮することができる。

VI. 下水道長寿命化支援制度

1. 下水道長寿命化計画の内容

- (1) 計画的な改築を推進するため、原則として、下水道としての機能を確保するための一体的な範囲を対象として策定するものとする(例えば、管路については、排水区単位、重要な都市施設と終末処理場を接続する管路、処理施設・ポンプ施設については、「下水道施設の改築について」(平成25年5月16日付け国水事第7号国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長通知。以下「改築通知」という。)に定める「中分類」単位以上など)。
- (2) 下水道長寿命化計画は、以下の事項を定める。また、本計画については、下水道施設の点検・調査結果に基づき策定するものとする。
 - ① 対象施設及びその選定理由
 - ② 点検調査結果の概要及び維持管理の実施状況
 - ③ 計画期間
 - ④ 長寿命化対策を含めた計画的な改築及び維持管理の概要
 - ⑤ 長寿命化対策の実施効果(ライフサイクルコストの縮減額)
- (3) 計画期間は概ね5年以内とする。
- (4) 「長寿命化対策」とは以下のとおりとする
 - ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条の規定に基づき国土交通大臣が定める処分制限期間を経過した施設に対し、対策実施時点から数えて処分制限期間以上の使用年数を期待できるとともに、原則として当初の設置時点から数えて改築通知に定める標準耐用年数以上の使用年数を期待できる対策をいう。
 - ・長寿命化対策を実施した場合において、長寿命化対策を実施しない場合よりも年平均費用が安価になる対策をいう。

2. 交付対象事業

- (1) 「必要な点検・調査」には、以下が含まれる。
 - ・交付対象施設となる管路の計画的な改築を促進するために、当該管路と接続した管路であり、かつ、当該管路の整備時期とほぼ同時期(概ね前後10年間)に整備された管路を含めた一体的な点検・調査。
 - ・上記点検・調査結果に関するデータのとりまとめ(電子化を含む。)
- (2) 改築通知の別表に定める「小分類」施設未満の規模に係る改築においても、適正な維持管理が行われてきたことを前提として、「下水道長寿命化計画」に位置付けられた長寿命化対策に限り、交付対象事業の範囲とする。

Ⅶ. 民間活用型地球温暖化対策下水道事業

1. 交付対象事業

- (1) 交付対象事業に係る定義は以下のとおりであるが、これに抛りがたい場合は、国土交通省と別途協議すること。
- ① 「PFI手法等」とは、PFI手法又は設計、施工、運営一括発注方式(DBO)をいう。
 - ② 「下水汚泥等」とは、下水汚泥並びに下水及び下水処理水の持つ熱(以下「下水熱」という。)をいう。
 - ③ 「下水汚泥等の処理施設等の整備のうち資源化を前提としたもの」とは、以下のものをいう。
 - ・下水汚泥を固形燃料化するための施設の整備
 - ・下水汚泥のバイオガス製造装置、精製装置、圧縮機等、下水道バイオガスの供給のために必要な施設(下水処理場内に設置するものに限る。)の整備
なお、「下水道バイオガス」とは、「下水汚泥等の処理に伴い発生するメタンを主成分とするガス」とする。
 - ・下水熱の利用に必要な施設のうち、下水及び下水処理水の流れる施設(熱交換施設、送水施設、ポンプ施設)及びその附帯施設の整備
 - ④ 「下水道資源化製品」とは、固形燃料、バイオガス、熱をいう。
- (2) 交付対象事業は、次のいずれにも該当するものとする。
- ① 温室効果ガス削減の観点から効率的、効果的に下水道の資源・エネルギー利用を図るものであること。
 - ② 本事業の実施について、協定、誓約書等により、本事業の実施について下水道管理者と民間企業との間で相互の合意がなされていること、又はなされることが確実と見込まれていること。なお、協定、誓約書等には、施設の管理の瑕疵から生ずる施設の損傷や事故、工事費用の約定金額超過等のリスク分担について、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に規定すること。その他、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」(平成13年1月22日内閣府作成)を参考にすること。

2. 下水道資源循環利用計画の内容

「下水道資源循環利用計画」は、以下の事項を定める。

- (1) 下水汚泥等の資源化に関する事項
 - ・下水汚泥等の資源化を実施する期間
 - ・資源化を実施するPFI等事業者名等及び発注方式
 - ・資源化を行う下水汚泥等の種類及び量
 - ・資源化によって得られる下水道資源化製品の種類及び量
 - ・処理施設(下水道施設)の建設に関する計画
 - ・維持管理に関する計画
 - ・下水汚泥等の資源化のために下水汚泥と併せて使用するその他のバイオマス資源がある場合、その種類、量、収集先、収集方法等
 - ・CO₂削減効果等の定量的効果
- (2) 下水道資源化製品の利用に関する事項

- ・下水道資源化製品の利用者、利用施設の場所及び概要、利用方法
 - ・下水道資源化製品に対する需要の見通し
 - ・下水道資源化製品の利用施設までの運搬方法
- (3) その他下水汚泥等の資源化に必要な事項

3. 留意事項

- (1) 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設の整備の促進を図るために、民間事業者の積極的な技術提案を受けるよう努めること。
- (2) 関連施設に対する交付についても補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が適用されること。
- (3) 下水汚泥とあわせてその他のバイオマスを使用する場合には、事業主体は、あらかじめ事業の内容について、当該事業に係る都道府県又は市町村の廃棄物処理担当部局等と協議を行うとともに、事業の実施について連携を図ること。

Ⅷ. 新世代下水道支援事業制度

1. 定義

- (1) リサイクル推進事業 未利用エネルギー活用型に係る定義は、以下のとおりとする。
- ・「下水道バイオガス」とは、「下水汚泥等の処理に伴い発生するメタンを主成分とするガス」とする。
 - ・「公共又は公益の用途」とは、公共施設(市役所、学校、図書館等)における利用、バス等公共交通機関の燃料・都市ガスの原料としての利用等の用途をいう。
 - ・「地域全体で効率的であると認められる地域」とは、地域に賦存するバイオマスの有効利用の最適化を図る「バイオマス利活用計画」(バイオマス利活用の現状と課題、バイオマス利活用の方向性、利活用に向けた具体的取組等を定めた計画)において、地域全体で下水汚泥と他のバイオマスを一体的に有効利用することが効率的であると位置付けられた地域をいう。
- (2) 機能高度化促進事業 新技術活用型における「官民共同開発」でいう「官」とは、「政府機関」とする。

2. 交付対象事業

- (1) 水環境創造事業 水循環再生型に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。
- ① 送水施設とは、当該施設が処理水の送水に必要な施設で、かつ延長は概ね10km以内とする。
 - ② 管渠等とは、雨水の貯留浸透機能を有する管渠(浸透トレンチ、浸透井等)、公共枿及び雨水の貯留施設であり、かつ下水道法施行令第24条の2第1項第1号に規定する主要な管渠及びこれに係る主要な補完施設に該当しないものとする。
 - ③ 浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
 - ④ 附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等とする。

(2) リサイクル推進事業 積雪対策推進型に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。

- ① 流雪水路とは、河川水等の持つ運動エネルギーを利用し、雪の搬送を行う施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
 - ・流速、水深を確保するための隔壁や止水板の設置、インバート化及び投雪口の設置(既設管の改造を含む。)、その他必要な施設。
 - ・一本の雨水管を道路の両側に分けるなど、二条管とする必要のある場合は、当該両水路について合算した下水排除面積により、昭和46年建設省告示第1705号を適用する。
 - ・流雪用水として下水処理水や河川水等を交付対象となる主要な流雪水路に導水するために必要な施設として、処理水の浄化施設、取水施設、ポンプ施設及び送水管。
- ② 融雪水路とは、下水処理水等の持つ熱エネルギー及び運動エネルギーを利用し、融雪及び雪の搬送を行う施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
 - ・融雪を行うために必要な水深及び流速を確保するための隔壁や止水板の設置、インバート化及び投雪口の設置(既設管の改造を含む。)、その他必要な施設。
 - ・一本の雨水管を道路の両側に分けるなど、二条管とする必要のある場合は、流雪水路の規定に準ずる。
 - ・流融雪用水として下水処理水や河川水等を交付対象となる主要な流融雪水路に導水するために必要な施設として、処理水の浄化施設、取水施設、ポンプ施設及び送水管。
- ③ 処理水供給施設とは、流雪溝、消雪パイプ等に下水処理水を供給するための施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
 - ・浄化施設、ポンプ施設及び送水管(他の管理者が設ける受水槽、計量器、熱交換器、止水栓等の手前まで)等。
- ④ 融雪槽のうち、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
 - ・融雪槽(雪捨て場)への処理水給水管、排水管、沈砂搔寄せ機、投雪等に必要設備等。

(3) 機能高度化促進事業 高度情報化型に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。

- ① 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な測定機器とは、以下の項目等について遠隔操作により自動的に測定・監視できるものとする。

測定項目等

水素イオン濃度、水温、浮遊物質濃度、化学的酸素要求量、生物化学的酸素要求量、窒素含有量、リン含有量、油分、シアン化合物、六価クロム化合物、その他公共用水域の水質の保全のため必要な項目及び下水の水質について定性的に判断するために必要なもの及び流量。

- ② 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な附帯施設とは、事業所から排除される下水を採水するために必要な柵、停電時の電源確保のための無停電装置等とする。

- ③ 測定データを送信するために必要な通信設備とは、光ファイバー等の通信線、測定データを送信するために測定現場である送信地及び処理場等の受信地に設置されるテレメータ装置とする。
 - ④ 収集したデータを集計・分析するために必要な機器とは、事業所に設置された測定装置の遠隔操作、データの収集及び収集したデータの分析のために必要な中央制御装置、表示装置及びデータ記憶装置等とする。
- (4) 用地に関する交付対象事業の範囲について
- 事業実施のために新たに用地の確保を要する場合には、個別に国土交通省が必要と認めたものについて、交付対象事業の範囲の施設が要する用地についても交付対象事業の範囲とすることができる。
- 但し、水環境創造事業 水循環再生型のせせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巢ブロック等の設置に該当するものは除く。

3. 留意事項

- (1) 交付対象事業の水環境創造事業 水循環再生型(b)に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。
- ・対象地域については、地質、地形、地下水位、土地利用状況、道路等の構造物への影響等を勘察し、適切に定めるものとする。
 - ・事業主体は、あらかじめ、当該事業で見込む効果や事業の経済性等について具体的に示すこと(例：抑制される雨水の流出量や削減される汚濁負荷の量、他の雨水対策とのコスト比較など)。
- また、実際に発現する効果についても事業の進捗にあわせて適宜把握するものとする。
- (2) リサイクル推進事業 未利用エネルギー活用型に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。
- ① 交付対象事業の未利用エネルギー活用型(b)において、本事業により回収した下水道バイオガスのうち、下水汚泥以外のバイオマスを投入することによって得られるものについては、全量処理場内で活用すること。
- ② 交付対象事業の未利用エネルギー活用型(b)及び(d)において、剪定廃材、生ごみ又は家畜排せつ物を廃棄物として受け入れる場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)の適用が及ぶものであること。
- なお、剪定廃材又は生ごみを廃棄物として受け入れる場合において、当該廃棄物を投入する消化施設が廃掃法第8条第1項に定める要件を満たすときは、同項に定める一般廃棄物処理施設に該当するため、所要の手続きをとること。
- また、家畜排せつ物を廃棄物として受け入れる場合において、当該廃棄物を投入する消化施設は廃掃法施行令第7条に定める産業廃棄物処理施設には該当しない。
- この他、剪定廃材又は生ごみを廃棄物として受け入れる場合において、当該事業に係る市町村の廃棄物処理担当部局が定める、廃掃法第6条に基づく一般廃棄物処理計画との整合に留意すること。
- 剪定廃材、生ごみ又は家畜排せつ物以外のバイオマスを廃棄物として受け入れる場合には、国土交通省と別途協議すること。
- (3) リサイクル推進事業 積雪対策推進型に関し、事業主体は、あらかじめ次の事

項について事業実施計画を定め、国土交通省と協議すること。

- ① 下水道事業として実施しようとする積雪対策の基本方針
- ② 積雪対策に資する下水道整備の事業計画概要
 - ・計画対象区域
 - ・除・排雪状況
 - ・積雪対策に資する下水道整備の全体概要
 - ・当面の事業実施計画
- ③ なお、処理水を主要な流雪水路、融雪水路などの下水道施設、流雪溝及び消雪パイプ等に供給する場合は、吐口として下水道法で定める事業計画書の吐口調書に記載すること。

Ⅸ. 下水道基本計画策定事業

1. 交付対象事業

- (1) 「人口5万人未満かつ財政力指数が0.7未満の市町村」
 - ① 「人口」について使用するデータは、原則として「住民基本台帳」の最新の数値を用いることにする。
 - ② 「財政力指数」について使用するデータは、原則として地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額及び基準財政需要額の最新の数値を用いることとする。

なお、参考として最近3カ年のデータを添付すること。
- (2) 「水質環境基準を達成していない地域」
 - ① 対象となる環境基準点は、当該市町村の下流の基準点とする。
 - ② 水質環境基準の達成、未達成の判断基準は、以下の要領による。
 - イ) 使用するデータは、原則として、水質汚濁防止法の規定に基づき実施される公共用水域の水質汚濁の常時監視結果等、環境部局のとりまとめた最新の数値を用いることとする。

なお、参考として最近5カ年のデータを添付すること。
 - ロ) 河川にあつては、判断基準項目としてBOD75%値を用いることとする。
 - ハ) 海域にあつては、判断基準項目としてCOD75%値を用いることとする。
 - ニ) 湖沼にあつては、判断基準項目としてCOD75%値、または、T-N(平均値)または、T-P(平均値)を用いることとする。

2. 下水道基本計画

- (1) 下水道事業に未着手の市町村の場合
 - ① 「当該市町村における下水道整備の基本的方針」については、下水道を整備すべき区域及び整備のスケジュール等を定めること。
 - ② 「下水道整備における水質保全効果」については、当該市町村が下水道の整備を実施した場合としない場合の将来水質を明らかにし、下水道整備による水質保全効果を評価するものとする。
- (2) 下水道事業に既に着手している市町村の場合

「当該市町村における雨水対策の整備の基本方針」については、下水道の雨水対策を実施すべき区域及び整備のスケジュール等を定めること。

(3) 基本計画策定後は速やかに計画書を国土交通省に提出することとなるが、この提出様式については、下水道事業計画書の様式に準ずるものとする。

なお、基本計画の策定に当たっては、基本フレーム設定時、施設計画策定時等、随時国土交通省と協議するものとする。

3. その他

本事業は、下水道事業着手を促進するとともに計画的かつ効率的な下水道整備を推進し、もって生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水被害の解消が早期に図れるよう創設したものである。

従って、基本計画策定後速やかに下水道事業着手を図れるよう所定の法手続きを進められたい。

X. 雑則

「下水道浸水被害軽減総合事業実施要綱の運用について(平成21. 4. 1 国都下事第497号)」

「下水道総合地震対策事業実施要綱の運用について(平成21. 4. 1 国都下事第498号)」

「合流式下水道緊急改善事業実施要領の運用の一部改正について(平成19. 4. 2 国都下事発349号)」

「合流式下水道緊急改善事業に関するアドバイザー会議等の設置について(平成14. 7. 5 国都下事発第102号)」

「都市水害対策共同事業実施要綱の運用等について(平成19. 4. 2 国都下事第345号)」

「下水道未普及解消重点支援制度実施要綱の運用について(平成21. 4. 1 国都下事第499号)」

「下水道長寿命化支援制度実施要綱の運用について(平成20. 4. 1 国都下事第490号)」

「汚水処理施設共同整備事業補助実施要領の運用について(平成13. 3. 30 国都下事150号)」

「特定下水道施設共同整備事業補助実施要領の運用について(平成13. 3. 30 国都下事第149号)」

「民間活用型地球温暖化対策下水道事業実施要綱の運用について(平成20. 4. 1 国都下企第57号、国都下事第491号)」

「新世代下水道支援事業制度実施要綱の運用の一部改正について(平成20. 4. 1 国都下企第58号、国都下事第489号)」

「下水道基本計画策定費補助実施要領の運用について(平成14. 6. 3 国都下事発第46号)」

は廃止する。ただし、社会資本整備総合交付金とは別に予算に計上した補助金に係る部分については、廃止後もなお効力を有する。

〇〇市町村〇〇地区下水道浸水被害軽減総合計画

(様式1)

1. 対象地区の概要

①地理的・社会的状況

〇〇地区は〇〇駅の周辺地区であり、駅前には〇〇などの商業施設や〇〇などの業務施設が立地している。
また、駅の北側には、△△老人ホームが立地している。

備考) 対象地区の現状等を具体的に記述

②浸水被害状況及び事業の必要性

平成20年に時間最大〇〇mmの豪雨を記録した際、駅前の商業施設が浸水した。加えて、平成20年以外にも平成16、17年にも浸水被害が発生しており、それぞれ30棟、167棟の浸水被害が発生している。〇〇地区は都市機能集積地区であるとともに、周辺に老人ホーム等も立地しており、浸水時には生命の保護、都市機能の確保の観点から、早急な浸水対策が求められる。

備考) 過去の浸水被害の状況や事業の必要性(浸水対策の観点(生命の保護、都市機能の確保、個人財産の保護等))を具体的に記述

③該当する地区要件

当該地区は、過去10年間に3回浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積が12haであることから、地区要件に該当する。

備考) 該当する地区要件を具体的に記述

2. 対象降雨と目標設定

①本計画における対象降雨

本計画における対象降雨	: 77mm/h
目標とする理由	: 平成20年8月に〇〇地区で記録した既往最大降雨 77mm/h
ハード整備による目標水準	: 60mm/h

②目標設定

- | | |
|-----------------|---|
| i) 生命の保護の観点 | : 当該排水区に存在する高齢者・障害者等要援護者関連施設〇〇箇所の床上浸水を防止する。 |
| ii) 都市機能の確保の観点 | : 機能保全水深を20cmと設定する。 |
| iii) 個人財産の保護の観点 | : 家屋の床上浸水を防止する。 |
| iv) その他 | : 特になし |

備考) 浸水対策の観点(生命の保護、都市機能の確保、個人財産の保護等)から目標設定を行い、その内容について具体的に記述

③ハード対策、ソフト対策及び自助の役割分担について

i) ハード対策

施設整備により60mm/hの降雨において浸水被害を防止することを目的とする。
--

ii) ソフト対策及び自助

施設整備で対象とする降雨量を上回る既往最大降雨77mm/hの降雨において、下水道管理者による内水ハザードマップ作成・公表などの情報提供、地域住民等による止水板設置など、それぞれの主体が対策を実施することにより、市街地部の浸水深を機能保全水深20cmにとどめ、被害を出来るだけ小さくする。

備考) ハード整備における目標水準(〇〇mm/h対応等)を記述するとともに、ハード整備の目標水準及びこれを超える降雨に対し被害をできるだけ小さくするためのソフト対策及び自助についても目標を具体的に記述

3. 内水ハザードマップ策定状況

- ・ 有 (平成〇年〇月〇日策定済み)
- ・ 策定予定 (平成22年5月末策定予定)

備考) 該当部分を○で囲み、策定日又は策定予定日(計画期間内に限る)を記述

4. 主な施策

区 分		施 策	
公助	ハード対策	下水道管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水管渠の整備 延長〇km ・雨水貯留管の整備 貯留量〇m3 ・光ファイバーの整備 延長〇km
		下水道管理者以外	<ul style="list-style-type: none"> ・透水性舗装の整備 (〇〇市道路課) 面積〇m2 ・学校の雨水貯留施設の整備 (〇〇教育委員会) 貯留量〇m3 ・公園下の雨水調整池の整備 (〇〇市公園課) 貯留量〇m3
	ソフト対策	下水道管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・内水ハザードマップの作成・公表 ・降雨情報の収集と提供 ・光ファイバーネットワークによる、降雨浸水情報等の提供
		下水道管理者以外	<ul style="list-style-type: none"> ・止水板設置への支援 (〇〇市〇〇要綱)
自助	ハード対策	<ul style="list-style-type: none"> ・止水板の設置 (〇〇地下街管理者) 〇箇所 ・各戸貯留浸透施設 (〇〇市〇〇要綱) 〇戸 ・各戸土のう配備 (〇〇市〇〇課) 〇戸 	
	ソフト対策	<ul style="list-style-type: none"> ・自主避難訓練 (〇〇市〇〇課) 	

備考) 各施策 (特にハード対策) について、具体的な実施数量を記述
 下水道管理者以外が行う施策については、道路管理者など実施主体、制度要綱等を具体的に記述

5. 計画期間

| 平成22年度～平成24年度 (3箇年) |

6. 整備効果

被害額 : 〇〇〇百万円が軽減される。B/C : 〇. 〇〇
 経済的内部収益率 (E I R R) : 〇. 〇%

ソフト対策、自助の整備効果等:

内水ハザードマップによる情報提供及び止水板の整備を併せて行い、地下街への浸水を防止するとともに、既往最大降雨に対し機能保全水深20cmを達成する。

備考) 対象地区の整備効果をB/C等を含めて具体的に記載

7. 放流先河川との調整状況

例1 今回の下水道浸水被害軽減総合計画の目標（ハード整備の目標）は60mm/hであり、放流先河川も目標水準60mm/hで整備完了していることから、整合がとれている。

例2 現在、放流先河川の整備水準は45mm/h対応となっているが、今後2年間で、目標水準60mm/hまでの整備を緊急的に行い、整合性を図る。

備考) 対象地区に関係する河川があれば、下水道浸水被害軽減総合計画との整合性について、その整備状況を計画も含め具体的に記述

8. その他

地下街管理者、道路管理者、付近の住民等と連携し、下水道浸水被害軽減総合計画を策定した。

また、当該計画に位置づけられた貯留管は、合流式下水道緊急改善計画にも位置付けられており、両計画で整合性が図られている。

備考) 他の公共事業、住民との連携、合流式下水道の改善など、本事業に関連するその他の事項について記述

(様式2)

様式2については、通常の下水道事業の要件に合致するものに加え、本事業における対象施設について記入する。

市町村名	〇〇市	対象地区名	〇〇地区	計画対象面積	10 ヘクタール
整備概要	雨水管渠 φ700～φ350mm L550m 雨水貯留管 φ1,600mm×1,600mm L300m 雨水浸透側溝 整備区域面積 4ha 各戸貯留浸透 50基 〇〇ポンプ場 150m ³ /min 防水ゲート 10基 備考) 計画期間内に整備する全ての施設の概要を具体的に記入				

管渠調書							
管渠の名称	排水区 の名称	合・雨 の別	主要な管渠内法寸法 (ミリメートル)	延 長 (メートル)	概算事業費 (百万円)	工 期	備 考
雨水管渠	〇〇排水区	雨	φ700mm～φ350mm	550	90	H22～H23	
雨水管渠	〇〇排水区	雨	φ700mm～φ350mm	500		整備済	
計							

備考 整備済のものも含む。この場合、概算事業費の欄については空白、工期の欄については整備済とする。

貯留施設調書							
貯留施設名称	形態	集水面積 (ヘクタール)	内法寸法 (ミリメートル)	延 長(管) (メートル)	貯留量 (立方メートル)	概算事業費 (百万円)	工 期
雨水貯留管	管	4	φ1600×1600	300	770	120	H22～H23
雨水調整池	池	3	10,000×30,000 ×1,500		450	100	H22～H23
計							

備考

- 1 形態の欄については、貯留管は「管」、調整池は「池」等と記入する。
- 2 整備済のものも含む。この場合、概算事業費の欄については空白、工期の欄については整備済とする。

浸透施設調書					
浸透施設名称	整備区域面積 (ヘクタール)	設置数量	浸透量(立方メートル /ヘクタール・分)	概算事業費 (百万円)	工 期
浸透ます	4	100基	1	10	H22～H24
浸透トレンチ	4	100m	1	50	H22
計					

備考 整備済のものも含む。この場合、概算事業費の欄については空白、工期の欄については整備済とする。

各戸貯留浸透施設調書				
形 態	設置基数	総貯留(浸透)量 (立方メートル)	概算事業費 (百万円)	工 期
浸透	50	1	10	H22～H24
貯留	50	1	10	H23～H24
浄化槽	50	1	10	H24
計				

備考

- 1 形態の欄については、貯留施設は「貯留」、浸透施設は「浸透」、浄化槽の改造は「浄化槽」とする。
- 2 整備済のものも含む。この場合、概算事業費の欄については空白、工期の欄については整備済とする。

ポンプ施設、降雨・雨水排除情報提供施設調書						
施設の名称	施設の位置	敷地面積 (アール)	能力等	概算事業費 (百万円)	工 期	備 考
〇〇ポンプ場	〇〇町	10	150 m ³ /分	300	H22～24	流入量データを市ホームページに掲載
計						

備考 整備済のものも含む。この場合、概算事業費の欄については空白、工期の欄については整備済とする。

防水ゲート、止水板、逆流防止施設調書				
設置施設	設置基数	対象浸水深	概算事業費 (百万円)	工 期
防水ゲート	10	20cm	10	H22
計				

備考 整備済のものも含む。この場合、概算事業費の欄については空白、工期の欄については整備済とする。

年次計画及び年割額						530 (百万円)
名 称	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成 年度	平成 年度	計
雨水管渠	45	45				90
雨水貯留管	60	60				120
雨水浸透側溝	3	3	4			10
各戸浸透施設	3	3	4			10
〇〇ポンプ場	100	100	100			300
防水ゲート	10					
計	221	211	108			530

備考

- 1 調書に位置付けた施設について年割額（事業費）を記入する。
- 2 整備済のものは含めない。

(参考図面)

1. 使用図面

5,000～10,000分の1程度で計画内容がわかるようにする。

2. 図面記載内容

記載内容	色別	適用
貯留施設 施工済 計画期間内施工予定 集水区域	黒 赤 青	貯留施設を2～3mmの実線で書く。 施設名を記入。 集水区域を5mm幅程度で囲む。施工済の場合は黒で全体を薄く塗りつぶす。
浸透施設 施工済 計画期間内施工予定 整備区域	黒 赤 青	対象地区を5mm幅程度で囲む。 施設名を記入。 対象地区を5mm幅程度で囲む。
ポンプ施設 施工済 計画期間内施工予定	黒 赤	直径5mmの円にPで表現。 色で塗りつぶす。
雨水又は合流管渠 施工済 計画期間内施工予定	茶 橙	昭和46年10月9日付建設省告示第1705号の別表に定める基準に適合する管渠を1mmの実線で書く。 管渠名を記入。
計画対象区域界	桃	2mmの実線。
①ターミナル駅 ②災害対策基本法及び地域防災計画に位置付けられた施設(緊急輸送道路、防災拠点等)	緑	色で塗りつぶす。 施設名を記入。

<p>③国の防災関係機関や県庁、市役所等施設</p> <p>④高齢者・障害者等要援護者関連施設</p> <p>⑤床上浸水被害の未解消地区</p> <p>⑥下水道管理者以外の主体との連携により行われている整備</p> <p>⑦防水ゲート、止水板又は逆流防止施設</p> <p>⑧各戸貯留浸透施設</p>	<p>水色</p> <p>黄</p>	<p>水色で全体を薄く塗りつぶす。</p> <p>黄色で全体を薄く塗りつぶし、事業主体と事業名を記載。</p>
--	--------------------	---

〇〇市町村〇〇地区合流式下水道緊急改善計画

(様式1)

1. 対象地区の概要

注) 対象地区の現状、地形、水利用状況、降雨特性などを記載
モニタリング及び評価結果などを記載

2. 緊急に整備すべき理由

注) 対象地区において、合流式下水道の改善事業を緊急的に整備すべき理由を記載

3. 計画目標

最終目標

中間目標

注)1 最終目標、中間目標には計画期間の最終年度及び中間年度の以下の項目の目標値をそれぞれ記載。最終目標には“合流式下水道の当面の改善目標”との関係についても記載すること

- ①汚濁負荷量の削減
- ②公衆衛生上の安全確保
- ③夾雑物の削減

2 中間年度とは、5年間の計画であれば3年度目、4年間の計画であれば2年度目の末時点など計画期間のほぼ半分に相当する時点を適宜設定するものとする。

4. 計画期間

注) 本計画の計画期間を記載

5. 整備効果

注) 対象地区における水質指標等の整備効果を記載、あわせてわかりやすい指標による整備効果を示す

6. 事業の効率化に関する取り組み

注) 新技術導入に関する検討、改善手法の比較検討、ソフト対策等について記載

(様式2)

1. 概要

市町村名		対象地区名		計画対象面積	ヘクタール
整備概要					

注) 計画期間内に整備する施設全体の概要を記載

2. 雨水吐に設置するきょう雑物等の除去施設

雨水吐名称	雨水吐位置	施設概要	概算事業費 (百万円)	工期

注) きょう雑物等の除去施設については、スワール分水槽等の施設概要を記入

3. 雨水貯留施設

貯留施設名称	形態	集水面積 (ヘクタール)	貯留量 (立方メートル)	概算事業費 (百万円)	工期

--	--	--	--	--	--

注) 形態の欄について、貯留管は「管」、滞水池は「池」、等と記入

4. 遮集管渠

遮集管の名称	対象流量	管渠内法寸法 (ミリメートル)	延長 (メートル)	概算事業費 (百万円)	工期

注) 合流式下水道の管渠の中で、晴天時下水及び一定量の雨天時下水を上流から順次収集して下水処理場へ送るための管渠。

5. 簡易水処理施設

施設の名称	位置	能力	構造	概算事業費 (百万円)	工期

注) 簡易水処理施設とは、雨水が下水道排水施設に流入することにより、終末処理場の水処理施設において処理することが困難な下水を処理するための施設をいう。

6. 分流化に係る管渠

管渠の名称	対象流量	管渠内法寸法 (ミリメートル)	延長 (メートル)	概算事業費 (百万円)	工期

7. 年度計画及び年割り額

(百万円)

名称	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	計

注) 調書に位置づけた施設について年割額(事業費)を記入する
 整備済みのものは含めない

(参考図面)

1. 使用図面

5, 000～10, 000分の1程度の図面を使用する。

2. 図面記載要領

記載内容	色別	摘要
合流式下水道区域	桃	1 mmの実線
合流管渠	茶	1 mmの実線
雨水吐きに設置する きょう雑物除去施設		
施工済	黒	直径5 mmの円で表記
計画期間内施工予定	赤	色で塗りつぶす
雨水貯留施設		
施工済	黒	2 mmの実線
計画期間内施工予定	赤	施設名を明記
集水区域	青	集水区域を5 mm幅程度で囲む
遮集管渠		
施工済	黒	2 mmの実線
計画期間内施工予定	赤	管渠名を明記
簡易水処理施設		
施工済み	黒	2 mmの実線
計画期間内施工予定	赤	施設名を明記

(様式3)

合流式下水道緊急改善事業 事業評価シート

評価実施年月：平成 年 月

1. 対象事業	
2. 実施主体名称	
3. 計画期間	
4. 対象事業の進捗状況	
<ul style="list-style-type: none">・当初計画の予定通りに事業が進んだか記述・工夫した点があるか等についても記述	
5. 目標の達成状況と達成の見通し	
<ul style="list-style-type: none">・以下の3項目について、数値を用いて定量的な達成状況を記載すること。<ul style="list-style-type: none">①汚濁負荷量の削減②公衆衛生上の安全確保（未処理放流回数）③夾雑物の削減（対策を講じた雨水吐の箇所数）・改善期限までの目標達成の見通しについて記載すること。	
6. 対象事業の整備効果の発現状況等	
<ul style="list-style-type: none">・（様式1）5. 整備効果について、効果の発現状況等を記載	
7. 事業の効率化に関する取り組み状況	
<ul style="list-style-type: none">・新技術の導入状況・改善手法の妥当性（当該地域において、分流化が雨水滞水池方式の対策と比較して経済的であること等）・ソフト対策の実施状況	
8. 今後の方針	
<ul style="list-style-type: none">・4. ～7. を踏まえ、目標達成、事業の効率化に向けて取り組んでいく事項について記載	